

# 災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針

## I 総 則

### 1 策定の目的

大規模な災害が発生した場合、被災した人々の安全・安心を守るためには、県や市町村、県民や自主防災組織、事業所等の各主体が連携・協力することが重要である。

さらに、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）など、近年発生した災害では、被災地外からの支援物資の円滑な供給体制の構築の必要性が浮き彫りにされるなど災害時の物流体制の構築の課題をはじめとするいくつかの課題が明らかとなった。

この基本指針は、これらの過去の災害からの教訓を踏まえるとともに、県の被害想定において最も大きな被害が見込まれている東京湾北部地震に対応した緊急物資の備蓄・物流体制を構築するため、備蓄に関する各主体の役割を改めて明示するとともに、今後、県が策定する備蓄並びに物流に関する計画の基本的な方向性を示すことを目的とする。

### 2 基本指針策定に当たっての考え方

#### (1) 備蓄等について

過去の災害を踏まえると、大規模災害時には、物流・流通機能等が停止し、**災害発生から3日間程度**は、被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難な状況が続くことを想定しておかなければならず、この間は備蓄や区域内における民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、被災地域内で自立することが求められる。

「備蓄等に係る基本的な考え方」では、発災から3日間を想定した自助・共助による備蓄のあり方や、公助による備蓄等のあり方について定めるものとする。

#### (2) 物流について

**災害発生から4日目頃**までには、被災地外からの**支援体制が本格化**し、また、商業ベースの**流通機能の段階的回復**により民間からの購入等による大量調達が比較的容易になることから、大量の支援物資等を被災地に円滑に供給するための**物流体制の整備**が求められる。

「物流に係る基本的な考え方」では、大量の民間調達物資や国・他都道府県等からの支援物資が、県の設置する物資集積拠点に集中することを想定した円滑な物流体制の構築等について定めるとともに、備蓄及び調達による物資の被災地への搬出を想定した輸送体制の確保について定めるものとする。